

介護サービス事業者自主点検表

(令和 6 年 5 月版)

通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン

及び

介護予防通所リハビリテーション

介護サービス事業者自主点検表の作成について

1 趣 旨

この自主点検表は、介護サービス事業者の皆様が事業を運営するにあたって最低限遵守しなければならない事項等について、関係法令、通知などの内容をもとにまとめたものです。定期的に本表を活用し、事業運営状況の適否を、自主的に点検していただきますようお願いします。

2 実施方法

＜運営指導実施に伴う自主点検表の提出方法の変更について＞

【現行】 自主点検表に記載し紙で提出

【変更】 **【提出用】**に記載(入力)し、**【提出用】のみ**を提出

※ 本自主点検表の点検項目について、結果を**【提出用】**に記載(入力)してください。

- ① 定期的に自主点検を実施し、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに**【提出用】**を市へ提出してください。この場合、形式は問いませんが、必ず控えを保管してください。
- ② 記入時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分に**チェック**をしてください。なお、該当するものがなければ「該当なし」の部分に**チェック**をしてください
- ③ 点検事項について、全てが満たされていない場合(一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合)は、「いいえ」に**チェック**をしてください。
- ④ 各項目の文中、単に「以下同じ」「以下〇〇という。」との記載がある場合には、当該項目内において同じ、または〇〇であるということを示しています。
- ⑤ アンダーラインが引いてある部分は、原則として令和 6 年度改正に係る部分です。
- ⑥ 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- ⑦ 点検項目ごとに根拠法令等を記載していますので、参考にしてください。
- ⑧ この自主点検表は通所リハビリテーションの運営基準等を基に作成されていますが、指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、介護予防通所リハビリテーションについても通所リハビリテーションの運営基準等に準じて(通所リハビリテーションを介護予防通所リハビリテーションに読み替えて)一緒に自主点検してください。

3 根拠法令等

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

条例	甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成31年甲府市条例第4号）
予防条例	甲府市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成31年甲府市条例第5号）
法	介護保険法（平成9年法律第123号）
施行令	介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
施行規則	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
平12老企54	通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日付け老企第54号。厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
平11厚令37	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）
平11老企25	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
令3厚労令9	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）
令3厚労令71	介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年3月15日厚生労働省告示第71号）
平12厚告19	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）
平12老企36	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
平18厚労令35	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）
平18厚労告127	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）
平18-0317001号	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発・老振発・老老発第0317001号 厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）
平27厚告94	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号）
平27厚告95	厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）
平27厚告96	厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第96号）
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）

令 3 老認発 0316 第 4 号、老老発 0316 第 3 号	通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上 生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示に ついて(令和3年老認発 0316 第 4 号、老老発 0316 第3号)
令 6 厚労令 16	<u>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省 令(令和6年厚生労働省令第 16 号)</u>

介護サービス事業者自主点検表 目次

項目	内容
第1	一般原則
1	一般原則
第2	基本方針
2	基本方針
第3	人員に関する基準
3	用語の定義
4	通所リハビリテーション事業所の人員基準
5	診療所の人員基準
6	介護予防通所リハビリテーション事業の人員基準
第4	設備に関する基準
7	通所リハビリテーション事業所の設備基準
8	介護予防通所リハビリテーション事業所の設備基準
第5	運営に関する基準
9	内容及び手続きの説明及び同意
10	提供拒否の禁止
11	サービス提供困難時の対応
12	受給資格等の確認
13	要介護認定の申請に係る援助
14	心身の状況等の把握
15	居宅介護支援事業者等との連携
16	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助
17	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供
18	居宅サービス計画等の変更の援助
19	サービスの提供の記録
20	利用料等の受領
21	保険給付の請求のための証明書の交付
22	通所リハビリテーションの基本取扱方針
23	通所リハビリテーションの具体的取扱方針
24	通所リハビリテーション計画の作成
25	利用者に関する市町村への通知
26	緊急時等の対応
27	管理者等の責務
28	運営規程
29	勤務体制の確保等
30	業務継続計画の策定等

項目	内容
31	定員の遵守
32	非常災害対策
33-1	衛生管理等
33-2	新型コロナウイルス感染症対策
34	掲示
35	秘密保持等
36	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止
37	苦情処理
38	地域との連携等
39	事故発生時の対応
40	虐待の防止
41	会計の区分
42	記録の整備
第6	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
43	介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針
44	介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針
45	介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点
46	安全管理体制等の確保
第7	変更の届出等
47	変更の届出等
第8	その他
48	介護サービス情報の公表

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
第1 一般原則			
1 一般原則 (高齢者虐待の防止)	① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	はい・いいえ	条例第3条第1項 平11厚令37 第3条第1項
	② 地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。	はい・いいえ	条例第3条第2項 平11厚令37 第3条第2項
	③ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	はい・いいえ	条例第3条第3項 平11厚令37 第3条第3項
	④ 事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。	はい・いいえ	高齢者虐待防止法 第5条
	【養護者(養介護施設従事者等)による高齢者虐待に該当する行為】 ア 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 イ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるア、ウ又はエに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。(高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。) ウ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 エ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 オ 養護者又は高齢者の親族が(要介護施設従事者等が)当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。		高齢者虐待防止法 第2条
	⑤ 高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報していますか。	はい・いいえ 事例なし	高齢者虐待防止法 第7条、第21条
	⑥ 高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。	はい・いいえ	高齢者虐待防止法 第20条
	⑦ サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。	はい・いいえ	条例 第3条第4項 平11厚令37 第3条第4項
	※ 介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととされています。		平11老企25 第3の1の3(1)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	この場合において、「科学的介護情報システム(LIFE: Long-term careInformation system For Evidence)」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいです。 ⑧ 暴力団員又は暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者が、役員等(法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。)になっていませんか。		
第2 基本方針			
2 基本方針	事業運営の方針は、次の基本方針に沿ったものとなっていますか。 〔通所リハビリテーションの基本方針〕 指定通所リハビリテーションの事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。 〔介護予防通所リハビリテーションの基本方針〕 指定介護予防通所リハビリテーションの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	はい・いいえ	条例第124条 平11厚令37 第110条 予防条例第77条 平18厚労令35 第116条
第3 人員に関する基準			
3 用語の定義 等	【「常勤」(用語の定義)】 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)に達していることをいうものです。 ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。 また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所(同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいいます。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含みます。)の職務であつて、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、1の事業者によって行われる指定通所介護事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定通所介護事業所の管理者と居宅介護支援事業所		平11老企25 第2の2の(3)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。 また、人員基準においては常勤要件が求められている場合、従事者が労働基準法第65条に規定する産前産後休暇、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、同条第2号に規定する介護休業、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第2号に係る部分に限ります。)の規定により、同条第2号に規定する育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。 ※ 併設の別事業所間の業務を兼務しても常勤として扱われるのは、管理者(施設長)のような直接処遇等を行わない業務で、「他の職務に従事することができる」といった但し書きがあるものに限りです。 同時並行的に行うことができない直接処遇等を行う業務(看護、介護、機能訓練、相談業務など)は、原則として兼務した場合は、それぞれ常勤が勤務すべき時間に達しなくなるため、双方の事業所とも、正職員などの雇用形態に関わらず「非常勤」となります。 【「常勤換算方法」(用語の定義)】 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。 この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が通所介護と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が通所介護の介護職員と訪問介護の訪問介護員を兼務する場合、通所介護の介護職員の勤務延時間数には、通所介護の介護職員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。 ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第13条第1項に規定する母性健康管理措置又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことが可能です。		平11老企25 第2の2の(1)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	【「専ら従事する」「専ら提供に当たる」(用語の定義)】 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。 この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。		平 11 老 企 25 第 2 の 2 の(4)
4 通所リハビリ テーション事 業所の人員 基準 (1) 医師	① 医師は、指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数を確保していますか。	はい・いいえ	条例第125条 第1項第1号 平11厚令37 第111条第1項第1号
	② 医師は常勤の者を配置していますか。	はい・いいえ	条例第 125 条第 3 項
	※ 専任の常勤医師が1人以上勤務している必要があります。		平 11 老 企 25 第 3 の 7 の 1 の(1) ①
	※ 指定通所リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、病院又は診療所(医師について介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準を満たす余力がある場合に限る。)と併設されているものについては、当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で差し支えありません。		
	※ 指定通所リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、当該介護老人保健施設又は当該介護医療院に常勤医師として勤務している場合には、常勤の要件を満たしているものとします。 また、指定通所リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、病院又は診療所(医師について介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準を満たす余力がある場合に限る。)と併設されている事業所において指定通所リハビリテーション事業所の医師が、当該病院又は当該診療所の常勤医師と兼務している場合でも、常勤の要件を満たしているものとします。		
	※ <u>指定通所リハビリテーション事業所がみなし指定を受けた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第二条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、医師の基準を満たしているものとみなすことができます。</u>		
(2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護職員・介護職員	③ 指定通所リハビリテーションの単位の利用者の数が10人以下の場合は、その提供時間帯を通じて専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員(看護師・准看護師)若しくは介護職員(以下「従業者」という。)が1以上確保されていますか。	はい・いいえ	条例第 125 条 第 1 項第 2 号ア

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	④ 指定通所リハビリテーションの単位の利用者の数が 10 人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる従業者が、利用者の数を 10 で除した数以上確保されていますか。 ※ 利用者とは、当該通所リハビリテーション事業者が介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、通所リハビリテーションの事業と介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションの利用者を指します。 ※ ここでの利用者の数又は利用定員は、単位ごとの指定通所リハビリテーションについての利用者または利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものです。したがって、例えば、1 日のうちの午前の提供時間帯に利用者 10 人に対して指定通所リハビリテーションを提供し、午後の提供時間帯に別の利用者 10 人に対して指定通所リハビリテーションを提供する場合であって、それぞれの指定通所リハビリテーションの定員が 10 人である場合には、当該事業所の利用定員は 10 人、必要となる従業者の員数は午前午後それぞれ 1 人ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではありません。 ※ 指定通所リハビリテーションの単位とは、同時に、一体的に提供される指定通所リハビリテーションのことをいい、例えば、次のような場合は、2 単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要があります。 ア 指定通所リハビリテーションが同時に一定の距離を置いた 2 つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合 イ 午前と午後とで別の利用者に対して指定通所リハビリテーションを提供する場合 ※ 同一事業所での複数の単位に指定通所リハビリテーションを同時に行う場合は、同時に行われる単位の数の常勤の従業者が必要となります。	はい・いいえ	条例第 125 条 第 1 項第 2 号ア 平 11 老企 25 第 3 の 7 の 1(1)の② 二 平 11 老企 25 第 3 の 7 の 1 の(1) ②イ 平 11 老企 25 第 3 の 7 の 1(1)の② ホ
	⑤ 上記①及び②に掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が 100 人又はその端数を増すごとに 1 以上確保されていますか。 ※ 7 時間以上 8 時間未満の指定通所リハビリテーションの前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置するものとします。 ※ 提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者を確保するとは、指定通所リハビリテーションの単位ごとに理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員について、提供時間帯に当該職種の従業者が常に基準条例上求められる数以上確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものです。(例えば、提供時間帯を	はい・いいえ	条例第 125 条 第 1 項第 2 号イ 平 11 老企 25 第 3 の 7 の 1(1)の② ロ 平 11 老企 25 第 3 の 7 の 1(1)の② ハ

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	通じて専従する従業者が2人必要である場合、提供時間帯の2分の1ずつの時間専従する従業者の場合は、その員数としては4人が必要となります。） また、専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を、利用者が100人又はその端数を増すごとに1以上確保するとは、指定通所リハビリテーションのうち、リハビリテーションを提供する時間帯に、当該職種の従業者が常に確保されるよう必要な配置を行うことです。 所要時間1時間から2時間の指定通所リハビリテーションを行う場合であって、定期的に適切な研修を修了している看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ師がリハビリテーションを提供する場合は、これらの者を当該単位におけるリハビリテーションの提供に当たる理学療法士等として計算することができます。 ※ この場合における「研修」とは、運動器リハビリテーションに関する理論、評価法等に関する基本的内容を含む研修会であって、関係学会等により開催されているものを指します。具体的には、日本運動器リハビリテーション学会の行う運動器リハビリテーションセラピスト研修、全国病院理学療法協会の行う運動療法機能訓練技能講習会が該当します。 ※ 従業者1人が1日に行うことができる指定通所リハビリテーションは2単位までです。ただし、1時間から2時間までの指定通所リハビリテーションについては0.5単位として扱います。		
5 診療所の人員基準 (1) 医師	① 利用者の数が同時に10人を超える場合は、専任の常勤医師が1人以上勤務していますか。	はい・いいえ	平11老企25 第3の7の1(1)の②へ
	② 利用者の数が同時に10人以下の場合は、専任の医師が1人勤務しており、利用者数は、専任の医師1人に対し1日48人以内となっていますか。	はい・いいえ	条例第125条 第2項第1号 平11老企25 第3の7の1(2)①口
(2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護職員・介護職員	③ 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10人以下の場合は、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師若しくは介護職員（以下「従業者」という。）が1以上確保されていますか。	はい・いいえ	条例第125条 第2項第1号
	④ 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10人を超える場合は、提供時間帯を通じて専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる従業者が利用者の数を10で除した数以上確保されていますか。	はい・いいえ	条例第125条 第2項第1号
	⑤ 上記①及び②に掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1以上確保されていますか。	はい・いいえ	条例第125条 第2項第2号
	※ 単位数に関する取扱い及び所要時間 1 時間から 2 時間の通所リハビリテーションを行う場合の考え方については、指定通所リハビリテーション事業所が診療所以外である場合と同様であるので、項目4(2)を参考とすること。		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ 共生型サービス又は基準該当サービスとして障害福祉サービスにおける機能訓練(自立訓練)を行う場合においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び関係規定に基づき適切に実施してください。 なお、人員基準を満たすにあたっては、通所リハビリテーションの利用者数に、障害福祉サービスの利用者数を合算することとし、利用者に対するサービス提供が適切に行われると認められる場合において、従事者が双方のサービスに従事することは差し支えありません。		
6 介護予防 通所リハビリ テーション事 業の人員基 準	指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、通所介護リハビリテーション事業における従業者の員数の基準を満たすことをもって、介護予防通所リハビリテーション事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。		条例第 125 条第 4 項
第 4 設備に関する基準			
7 通所リハビリ テーション事 業所の設備 基準	① 事業所は、通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等で、3平方メートルに利用定員(当該通所リハビリテーション事業所において同時に通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この点検表において同じ。)を乗じた面積以上のものを有していますか。 ※ 事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとします。 ※ 事業所ごとに備える設備については、専ら指定通所リハビリテーション事業の用に供するものでなければなりません。が、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院が互いに併設される場合(同一敷地内にある場合、又は公道を挟んで隣接している場合をいう。)であって、そのうちの複数の施設において、通所リハビリテーション事業を行う場合には、以下の条件に適合するときは、それぞれの通所リハビリテーションを行うためのスペースが同一の部屋等であっても差し支えありません。 ア 当該部屋等において、それぞれの通所リハビリテーションを行うためのスペースが明確に区分されていること。 イ それぞれの通所リハビリテーションを行うためのスペースが、次の面積要件を満たしていること。 ※ 指定通所リハビリテーション事業所と併設の特別養護老人ホーム、社会福祉施設等における通所リハビリテーション事業所を行うスペースについては、以下の条件に適合するときは、これらが同一の部屋等であっても差し支えありません。 ア 当該部屋等において、特別養護老人ホーム等の機能訓練室等と指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが明確に区分されていること。 イ 特別養護老人ホーム等の機能訓練室等として使用される区分が、当該設備基準を満たし、かつ、通所リハビリテーションを行うためのスペースとして使用される区分が、通所リハビリテーションの設備基準を満たすこと。	はい・いいえ	条例第 126 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 112 条 平 11 老企 25 第 3 の 7 の 2(1) 平 11 老企 25 準用(第 3 の 6 の 2(4))

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	なお、設備を共用する場合、基準条例において、指定通所リハビリテーション事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならないと定めているところですが、衛生管理等に一層努めてください。 ※ ただし、保険医療機関が医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションの届出を行っており、当該保険医療機関において、指定通所リハビリテーション（1時間以上2時間未満に限る。）又は指定介護予防リハビリテーションを実施する場合には、医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションを受けている患者と介護保険の指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者に対するサービス提供に支障が生じない場合に限り、同一のスペースにおいて行うことも差し支えありません。 この場合に指定通所リハビリテーションを行うために必要なスペースは、医療保険のリハビリテーションの患者数に関わらず、常時、3平方メートルに指定通所リハビリテーションの利用者数（介護予防の利用者も合算した数）を乗じた面積以上とします。 なお、機器及び器具は、サービス提供時間に関わらず、各サービスの提供に支障が生じない場合に限り、共用して差し支えありません。 また、玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がないが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能です。 ※ <u>共生型サービス又は基準該当サービスとして障害福祉サービスにおける機能訓練（自立訓練）を行う場合においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び関係規定に基づき適切に実施してください。</u> <u>なお、施設基準を満たすにあたっては、通所リハビリテーションの利用者数に、障害福祉サービスの利用者数を合算することとし、利用者に対するサービス提供が適切に行われると認められる場合において、設備を共有することは差し支えありません。</u>		
	② 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えていますか。 ※ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければなりません。	はい・いいえ	条例第 126 条第 2 項 平 11 老企 25 準用（第 3 の 6 の 2(3)）
8 介護予防 通所リハビリ テーション事 業所の設備 基準	介護予防通所リハビリテーション事業者が通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所リハビリテーションの事業と通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、通所リハビリテーション事業における設備及び備品等の基準（上記の①及び②）を満たすことをもって、介護予防通所リハビリテーション事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。		条例第 126 条第 3 項
第5 運営に関する基準			

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
9 内容及び手 続きの説明 及び同意	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	はい・いいえ	条例第134条 準用(第9条第1項) 平11厚令37 第119条準用(第8条)
	※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。 ア 運営規程の概要 イ 通所リハビリテーション従業者の勤務の体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 等		準用(平11老企25 第3の1の3(2))
	※ 利用申込者の同意は、利用者及び通所リハビリテーション事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。		
	※ パンフレット等については、当該事業所が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、一体的に作成しても差し支えありません。		
	※ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例第6条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。		準用(平11老企25 第3の1の3(19)①)
10 提供拒否の 禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。	いない・いる	条例第134条 準用(第10条) 平11厚令37 第119条準用(第9条)
	※ 要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供拒否することはできません。		準用(平11老企25 第3の1の3(3))
	※ サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。 ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合		
11 サービス提 供困難時の 対応	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所リハビリテーション事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	はい・いいえ	条例第134条 準用(第11条) 平11厚令37 第119条準用(第10条)
12 受給資格 等の確認	① サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認かめていますか。	はい・いいえ	条例第134条 準用(第12条第1項) 平11厚令37 第119条準用(第11条)
	② 被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、その意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。	はい・いいえ	条例第134条 準用(第12条第2項)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
13 要介護認定の申請に係る援助	① 要介護認定の申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ	条例第 134 条 準用(第 13 条第 1 項) 平 11 厚令 37 第 119 条準用(第 12 条)
	② 要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ	条例第 134 条 準用(第 13 条第 2 項)
14 心身の状況等の把握	サービスの提供に当たってはサービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	はい・いいえ	条例第 134 条 準用(第 14 条) 平 11 厚令 37 第 119 条準用(第 13 条)
15 居宅介護支援事業者等との連携	① サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	はい・いいえ	条例第 134 条 準用(第 72 条第 1 項) 平 11 厚令 37 第 119 条準用(第 64 条)
	② サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報提供並びに保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	はい・いいえ	条例第 134 条 準用(第 72 条第 2 項)
16 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	① サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第 64 条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。	はい・いいえ	条例第 134 条 準用(第 16 条) 平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 15 条)
	② 居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ	
17 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画に沿ったサービスを提供していますか。	はい・いいえ	条例第 134 条 準用(第 17 条) 平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 16 条)
18 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ	条例第 134 条 準用(第 18 条) 平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 17 条) 準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(8))
	※ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、訪問介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。		
	※ 当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明、その他の必要な援助を行わなければならない。		
19 サービスの 提供の記録	① サービスを提供した際には、利用者及びサービス事業者がその時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするため、必要な事項を利用者の居宅サービス計画を記載した書面（サービス利用票等）に記載していますか。	はい・いいえ	条例第 134 条 準用(第 20 条第 1 項) 平 11 厚令 37 第 119 条準用(第 19 条)
	※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするために、サービスの提供日、サービスの内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。		準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(9)①)
	② サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。	はい・いいえ	条例第 134 条 準用(第 20 条第 2 項)
	※ 提供した具体的なサービスの内容等として記録すべき事項は次のとおりです。 ・ サービスの提供日 ・ 具体的なサービスの内容 ・ 利用者の心身の状況 ・ その他必要な事項 ※ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。		条例第 133 条第 2 項 【独自基準(市)】
20 利用料等の 受領	① 法定代理受領サービスに該当する指定通所リハビリテーションを提供した際には、利用者の介護保険負担割合証で負担割合を確認し、利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の 1 割、2 割又は 3 割（法令により給付率が異なる場合はそれに応じた割合）の支払を受けていますか。	はい・いいえ	条例第 134 条 準用(第 106 条第 1 項) 平 11 厚令 37 第 119 条準用(第 96 条)
	② 法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーションを提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、当該指定通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額が生じないようにしていますか。 ※ なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定通所リハビリテーションのサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。 ア 利用者へ、当該事業が指定通所リハビリテーションの事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 イ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、訪問看護事業所の運営規程とは別に定められていること。 ウ 会計が訪問看護の事業の会計と区分されていること。	はい・いいえ	条例第 134 条 準用(第 106 条第 2 項) 準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(11) ②)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	③ 上記①、②の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 ア 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 イ 通常要する時間を超える指定通所リハビリテーションであって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用 ウ 食事の提供に要する費用 エ おむつ代 オ ア～エに掲げるもののほか、指定通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 ※ 上記イは、介護予防通所リハビリテーションでは受けることができません。 ※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の徴収は認められません。	はい・いいえ	条例第 134 条 準用(第 106 条第 3 項) 準用(平 11 老企 25 第 3 の 6 の 3(1)②)
	④ 上記③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	はい・いいえ	条例第 134 条 準用(第 106 条第 5 項) 平 11 厚令 37 第 119 条準用(第 96 条第 5 項)
	⑤ サービスの提供に要した費用の支払いを受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。	はい・いいえ	法第 41 条 8 項
	⑥ 上記⑤の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、利用料の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 ※ 領収証の記載内容は、上記事務連絡の別紙様式に準じたものとし、医療費控除の対象となる金額及び居宅介護支援事業者等の名称等も記載してください。 〔参考〕 「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」(平成 12 年 6 月 1 日老発第 509 号、平成 28 年 10 月 3 日事務連絡)	はい・いいえ	施行規則 第 65 条
21 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。	はい・いいえ 該当なし	条例第 134 条 準用(第 22 条) 平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 21 条)
22	① 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。	はい・いいえ	条例第 127 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 113 条第 1 項

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
通所リハビリテーションの基本取扱方針	② 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はい・いいえ	条例第 127 条第 2 項 平 11 厚令 37 第 113 条第 2 項
23 通所リハビリテーションの 具体的取扱方針	① サービスの提供に当たっては、医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っていますか。	はい・いいえ	条例第 128 条第 1 号 平 11 厚令 37 第 114 条 平 11 老企 25 第 3 の 7 の 3(1)① 平 11 老企 25 第 3 の 7 の 3(1)②
	※ 通所リハビリテーションは、指定通所リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、個々の利用者に応じて作成された通所リハビリテーション計画に基づいて行われるものですが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではありません。		
	※ 指定通所リハビリテーション事業所の医師が、指定通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等の指示を行うこととします。		
	② 通所リハビリテーション従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。	はい・いいえ	条例第 128 条第 2 号
	③ サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	はい・いいえ	
	④ ③の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	はい・いいえ 事例なし	
	※ 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。 また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。なお、当該記録は、5年間保存しなければなりません。		
	⑤ サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供していますか。	はい・いいえ	条例第 128 条第 3 号
	※ 特に、認知症の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスが提供できる体制を整えてください。		
	⑥ リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を会議の構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供していますか。	はい・いいえ	条例第 128 条第 3 号 平 11 厚令 37 第 114 条第 4 号

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ <u>リハビリテーション会議の構成員は、利用者及びその家族を基本としつつ、</u> 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、医 師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サ ービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者、看護師、准 看護師、介護職員、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス担当者 及び保健師等とします。また、必要に応じて歯科医師、管理栄養士、歯科 衛生士等が参加してください。 ※ <u>利用者の家族について、家庭内暴力等によりその参加が望ましくない場合</u> <u>や、遠方に住んでいる等のやむを得ない事情がある場合においては、必ずしも</u> <u>その参加を求めるものではありません。</u> また、リハビリテーション会議の開催の日程調整を行ったが、構成員がリハビ リテーション会議を欠席した場合は、速やかに当該会議の内容について欠席 者と情報共有を図ってください。 ※ リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの とします。ただし、利用者又はその家族（以下、「利用者等」という。）が参加 する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者の同意 を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人 情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の 適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安 全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。		平 11 老企 25 第 3 の 7 の 3(1)⑪
24 通所リハビリ テーション計 画の作成	① 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーション の提供に当たる従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運 動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、 希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、その目 標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテー ション計画を作成していますか。 ※ <u>通所リハビリテーション計画は、指定通所リハビリテーション事業所の医師の</u> <u>診療に基づき、利用者ごとに作成してください。記載内容については 別途通</u> <u>知く「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取</u> <u>組について」の様式例及び記載方法を参照してください。また、通所リハビ</u> <u>リテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を</u> <u>見直してください。</u> ※ <u>指定通所リハビリテーション事業者が、指定訪問リハビリテーション事業者の</u> <u>指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、指定通</u> <u>所リハビリテーション及び指定訪問リハビリテーションの目標並びに当該目標を</u> <u>踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビテ</u> <u>ーション計画を作成した場合については、訪問リハビリテーション計画に係る基</u> <u>準を満たすことによって、通所リハビリテーション計画に係る基準を満たしてい</u> <u>るとみなすことができます。</u>	はい・いいえ	条例第 129 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 115 条第 1 項 平 11 老企 25 第 3 の 7 の 3(1)③ 条例第 129 条第 6 項

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ 当該計画の作成に当たっては、各々の事業の目標を踏まえたうえで、共通目標を設定することとします。また、その達成に向けて各々の事業の役割を明確にした上で、利用者に対して一連のサービスとして提供できるよう、個々のリハビリテーションの実施主体、目的及び具体的な提供内容等を1つの目標として分かりやすく記載するよう留意してください。 <u>指定通所リハビリテーション及び指定訪問リハビリテーションにおいて整合性のとれた計画に従いリハビリテーションを実施した場合には、診療記録を一括して管理しても差し支えありません。</u>		平 11 老 企 25 第 3 の 7 の 3(1)⑫
	② 通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。 ※ 通所リハビリテーション計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所リハビリテーション計画が居宅サービスに沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。	はい・いいえ	条例第 129 条第 2 項 平 11 老 企 25 第 3 の 7 の 3(1)⑤
	③ 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握していますか。 ※ <u>リハビリテーション実施計画書以外の退院時の情報提供に係る文書を用いる場合においては、当該文書にリハビリテーション実施計画書の内容(「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」の別紙様式 2-2-1 の項目である「本人・家族等の希望」「健康状態、経過」「心身機能・構造」「活動」「リハビリテーションの短期目標」「リハビリテーションの長期目標」「リハビリテーションの方針」「本人・家族への生活指導の内容(自主トレ指導含む)」「リハビリテーション実施上の留意点」「リハビリテーションの見直し・継続理由」「リハビリテーションの終了目安」)が含まれていなければなりません。</u> <u>ただし、当該医療機関からリハビリテーション実施計画書等が提供されない場合においては、当該医療機関の名称及び提供を依頼した日付を記録に残してください。</u>	はい・いいえ	
	④ 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。また、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付していますか。 ※ <u>通所リハビリテーション計画は医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、指定通所リハビリテーション事業所の医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該計画の作成に当たっては、その目標や内容等について、利用者及びその家族に理解しやすい方法で説明を行った上で利用者の同意を得なければならず、また、リハビリテーション計画書を利用者に交付しなければなりません。なお、その実施状況や評価等についても説明を行ってください。</u>	はい・いいえ	条例第 129 条 第 3 項、第 4 項 平 11 老 企 25 第 3 の 7 の 3(1)⑥
	⑤ 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載していますか。	はい・いいえ	条例第 129 条第 5 項

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ 通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションにおいて整合性のとれた計画に従いリハビリテーションを実施した場合には、診療記録を一括して管理しても差し支えありません。 ※ 指定通所リハビリテーションは、事業所内でサービスを提供することが原則ですが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができます。 イ あらかじめ通所リハビリテーション計画に位置付けられていること。 ロ 効果的なリハビリテーションがサービスの提供ができること。		平 11 老企 25 第 3 の 7 の 3(1)⑬ 平 11 老企 25 第 3 の 7 の 3(1)⑭
	⑥ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している場合に、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から通所リハビリテーション計画の提供の求めがあった際には、当該通所リハビリテーション計画を提供することに協力するよう努めていますか。	はい・いいえ	平 11 老企 25 第 3 の 7 の 3(1)⑮
25 利用者に関する市町村への通知	利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ア 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。 イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	はい・いいえ	条例第 134 条 準用(第 27 条) 平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 26 条)
26 緊急時等の対応	現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	条例第 134 条 準用(第 28 条) 平 11 厚令 37 第 119 条準用(第 27 条)
27 管理者等の責務	① 管理者は、医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は専ら通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができますが、この場合、組織図等により、指揮命令系統を明確にしていますか。	はい・いいえ	条例第 130 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 116 条
	② 管理者又は①の管理を代行する者は、通所リハビリテーション事業所の従業者に、「通所リハビリテーションの運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。	はい・いいえ	条例第 130 条第 2 項
28 運営規程	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下、「運営規程」という。)を定めていますか。 ※ 運営規程には、次の事項を定めるものとします。 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務内容 ウ 営業日及び営業時間 エ 利用定員 オ サービスの内容及び利用料その他の費用の額 カ 通常の事業の実施地域 キ サービス利用に当たっての留意事項	はい・いいえ	条例第 131 条 平 11 厚令 37 第 117 条

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	ク 非常災害対策 ケ 虐待の防止のための措置に関する事項 コ その他運営に関する重要事項		
	※ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例第6条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。		準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(19) ①)
	※ ウの「営業日及び営業時間」について、7 時間以上 8 時間未満の指定通所リハビリテーションの前後に連続して延長サービスを行う指定通所リハビリテーション事業所にあつては、サービス提供時間とは別に当該延長サービスを行う時間を運営規程に明記すること。 例えば、提供時間帯(7時間)の前に連続して1時間、後に連続して2時間、合計3時間の延長サービスを行う指定通所リハビリテーション事業所にあつては、当該指定通所リハビリテーション事業所の営業時間は 10 時間であるが、運営規程には、提供時間帯7時間、延長サービスを行う時間3時間とそれぞれ記載するものとする。		準用(平 11 老企 25 第 3 の 6 の 3(4)①)
	※ エの「利用定員」とは、同時に通所リハビリテーションを受けることができる利用者の数の上限をいいます。		準用(平 11 老企 25 第 3 の 6 の 3(4)②)
	※ オの「通所リハビリテーションの内容」は、入浴、食事の有無等のサービスの内容を指します。 「利用料」には、法定代理受領サービスである通所リハビリテーションに係る利用料(1 割、2 割又は 3 割負担)及び法定代理受領サービスでない通所リハビリテーションの利用料を、「その他の費用の額」には、徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定します。		準用(平 11 老企 25 第 3 の 6 の 3(4)③) 準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(17) ②)
	※ カの「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとします。なお、通常の事業の実施地域を越えてサービスの提供を行うこと妨げるものではありません。		準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(17) ③)
	※ キの「サービス利用に当たっての留意事項」は、利用者がサービスの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項(機能訓練室を利用する際の注意事項等)を指します。		準用(平 11 老企 25 第 3 の 6 の 3(4)④)
	※ クの「非常災害対策」は、非常災害に関する具体的計画を指します。 ※ ケの「虐待の防止のための措置に関する事項」とは、虐待の防止に係わる、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案(以下「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法等を指します。なお、虐待防止に係る措置は、令和6年3月31日まで努力義務(令和6年4月1日より義務化)。		準用(平 11 老企 25 第 3 の 6 の 3(4)⑤) 準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(19) ⑤)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
29 勤務体制の 確保等	① 管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。また、労働条件通知書等を書面で明示し交付していますか。	はい・いいえ	労働基準法 第 15 条 労働基準法施行規則 第 5 条
	※ 雇用(労働)契約において、労働基準法により下記のような条件を書面で明示することとされています。		
	① 労働契約の期間に関する事項 ② 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準 ③ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ④ 始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項 ⑤ 賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項 ⑥ 退職に関する事項(解雇の事由を含む) ⑦ 昇給の有無(※) ⑧ 退職手当の有無(※) ⑨ 賞与の有無(※) ⑩相談窓口(※)		
	※ 非常勤職員のうち、短時間労働者(1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者)に該当するものを雇い入れたときには、上記⑦、⑧、⑨及び⑩についても文書で明示しなくてはなりません。		
	② 事業者は利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。	はい・いいえ	条例第 134 条 準用(第 111 条第 1 項) 平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 101 条) 準用(平 11 厚令 25 第 3 の 7 の 3(8)(2))
	※ 原則として月ごとの勤務表を作成し、通所リハビリテーション従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の理学療法士、作業療法士、経験看護師等、看護職員及び介護職員の配置、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にしてください。		
	③ 当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。		
	※ 当該事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものとします。 ※ 調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことが可能です。		
	④ 従業者の資質の向上のために研修の機会を確保していますか。	はい・いいえ	条例第 134 条 準用(第 111 条第 3 項)
	※ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	⑤ ④の際、全ての通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置を講じていますか。 ※ 認知症介護に係る基礎的な研修とは「認知症介護基礎研修」のことを指します。 ※ 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者としてすることとし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。 ※ 経過措置について 令和6年3月31日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければなりません。また、新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとします（この場合についても、令和6年3月31日までは努力義務で差し支えない）。	はい・いいえ	条例第134条 準用(第111条第3項) 準用(平11老企25 第3の2の3(6)③)
	⑥ 適切な通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 ※ 事業主が講ずべき措置の具体的な内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとします。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるもの含まれることに留意してください。 ア 事業主が講ずべき措置の具体的な内容 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハ	はい・いいえ	条例第134条 準用(第111条第4項) 準用(平11老企25 第3の1の3(21)④)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	ラスメント指針」という。)において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。 a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行って はならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b 相談(苦情を含む。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応 のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 イ 事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマ ーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うこと が望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体 制の整備、②被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対 応、行為者に対して1人で対応させない等)及び③被害防止のための取組 (マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)が規 定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマ ーハラスメントの防止が求められていることから、アの「事業主が講ずべき措置 の具体的内容」の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラ スメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修のための手引き」等を参 考にした取組を行ってください。この際、上記マニュアルや手引きについては、 以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html) ※ パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務につ いては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改 正する法律(令和元年法律第24号)附則第3条の規定により読み替えら れた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活 の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業(資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業)は、 令和4年4月1日から義務化となります。適切な勤務体制の確保等の観点 から、必要な措置を講じてください。		
30 業務継続 計画の策定 等	① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーシ ョンの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再 開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継 続計画に従い必要な措置を講じていますか。 ※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載してください ア 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、 備蓄品の確保等)	はい・いいえ	条例第134条 準用(第32条の2 第1項) 平11厚令37 第105条 準用(第30条の2) 準用(平11老企25 第3の6の3(6)②)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） イ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 ※ 各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することも可能です。		
	② 通所リハビリテーション従業者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。 ※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 ※ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施してください。 ※ なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにしてください。	はい・いいえ	条例第 134 条 準用（第 32 条の 2 第 2 項） 準用（平 11 老企 25 第 3 の 6 の 3(6)③） 準用（平 11 老企 25 第 3 の 6 の 3(6)④） 準用（平 11 老企 25 第 3 の 6 の 3(6)①）

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	はい・いいえ	条例第 134 条 準用(第 32 条の 2 第 3 項)
31 定員の遵守	利用定員を超えてサービスの提供を行っていませんか(ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りではありません)。	いない・いる	条例第 134 条 準用(第 112 条) 平 11 厚令 37 第 119 条準用(第 102 条)
32 非常災害 対策	① 非常災害に関する具体的計画を作成して、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行っていますか。	はい・いいえ	条例 134 条 準用(第 113 条第 1 項) 平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 103 条) 準用(平 11 老企 25 第 3 の 6 の 3(7))
	※ 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものです。 なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。計画の策定にあたっては、ハザードマップ等を確認するなどしてください。 この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設にあってはその者に行わせるものとします。また、防火管理者を置かなくてもよいとされている指定特定施設においては、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせるものとします。		
	② 非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、事業所の立地状況等を勘案し、発生することが予測される非常災害の種類に応じたものとしていきますか。		
	※ ②の市・県の独自基準では、非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、事業所ごとに発生することが予想される非常災害の種類に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にしています。	はい・いいえ	条例 134 条 準用(第 113 条第 2 項) 【独自基準(市・ 県)】
	③ 訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めていますか。	はい・いいえ	条例 134 条 準用(条例第 113 条第 3 項)
	※ 非常災害時には事業所の従業員のみでは十分な対応ができない事態も想定されることから、避難、救出その他必要な措置に関する訓練について、消防機関のほか、近隣住民及び地域の消防団、ボランティア組織、連携関係にある施設等の関係機関と連携して実施することにより、非常災害時に円滑な協力が得られる体制づくりを求めることとしています。		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	④ 非常災害の際に利用者及び従業者が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めていますか。 ※ ④の独自基準では、大規模災害の発生時においては、水道、電気等の供給停止や交通インフラの寸断などによる物資の遅配が想定されることから、利用者及び従業者が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うことにより、非常災害への備えの強化を図るものです。 入所施設における飲料水及び食糧は、甲府市地域防災計画で社会福祉施設において必要とされている3日分程度の備蓄に努めるものとします。また、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の例としては、衛生用品（おむつ等）、医薬品、毛布、シート類、簡易トイレ、照明器具、熱源（調理用等）、発電機等が挙げられます。 通所による利用者に対する備えについては、当該事業所における利用者の状況、居宅の場所等を勘案し、帰宅が困難となる者を想定して行うものとします。 ※ 非常災害対策については「社会福祉施設等における非常災害対策計画策定の手引」（平成29年3月 山梨県福祉保健部）等を参考としてください。	はい・いいえ	条例 134 条 準用（条例第 113 条第 4 項） 【独自基準（市・県）】
33-1 衛生管理 等	① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っていますか。 ※ 次の点に留意してください。 ア 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 イ 特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置等について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 ウ 医薬品の管理については、当該通所リハビリテーション事業所の実情に応じ、地域の薬局の薬剤師の協力を得て行うことも考えられること。 エ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 ※ イに掲げる感染症等については、以下の通知等に基づき発生及びまん延を防止するための措置を徹底してください。 「介護現場における感染対策の手引き（第2版）」（令和3年3月厚生労働省老健局） 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」（2019年3月厚労省老人保健健康等増進事業）	はい・いいえ	条例第 132 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 118 条 平 11 老企 25 第 3 の 7 の 3(5)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	「老人ホーム等における食中毒予防の徹底について」(平成 28 年 9 月 16 日 厚労省通知) 「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成 9 年 3 月 24 日厚労省通知 別添) 「高齢者施設における感染性胃腸炎の発生・まん延防止の徹底について」(平成 17 年 1 月 10 日厚労省通知)) 「インフルエンザ施設内感染予防の手引」(平成 25 年 11 月改定 厚生労働省健康局結核感染症課・日本医師会感染症危機管理対策室) 「社会福祉施設におけるレジオネラ症防止対策について」(平成 11 年 11 月 26 日厚生省通知) 「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」(平成 13 年 9 月 11 日厚労省通知) 「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」(平成 15 年厚労省告示 264) ※ エについては、施設内の適当な場所に温度計、湿度計を設置し、客観的に温度、湿度の管理を行ってください。 ※ 常時使用する労働者に対し、1 年以内ごとに 1 回(ただし、深夜業労働者等は 6 ヶ月以内ごとに 1 回)、定期的に健康診断を実施しなければなりません。 ※ 洗所等の従業員共用のタオルは、感染源のとして感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。		
	当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次のアからウに掲げる措置を講じているか点検してください。 なお、アからウについては、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。		条例第 132 条第 2 項
	② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のために対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図っていますか。 ※ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対策委員会」という。)であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めておくことが必要です。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね 6 月に 1 回以上、定期的に行うとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催してください。	はい・いいえ	条例第 132 条第 2 項 第 1 号 準用(平 11 老企 25 第 3 の 6 の 3(8)②イ)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。)を活用して行うことができるものします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ※ 感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。		
	③ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していますか。 ※ 「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記してください。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。	はい・いいえ	条例第 132 条第 2 項 第 2 号 準用(平 11 老企 25 第 3 の 6 の 3(8)② 口)
	④ 事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。 ※ 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育(年 1 回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこととします。 ※ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年 1 回以上)に行ってください。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施してください。	はい・いいえ	条例第 132 条第 2 項 第 3 号 準用(平 11 老企 25 第 3 の 6 の 3(8)② ハ)
33-2	① 事業所における取組として以下の対策を講じていますか。 (感染症対策の再徹底)	はい・いいえ	社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(令和

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
新型コロナ ウイルス感 染症対策	ア 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進 イ 積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現後の接触者リスト、ケア記録、勤務表、施設内に出入りした者の記録等を準備(直近 2 週間) (施設への立ち入り) ア 委託業者等による物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい発熱が認められる場合は入館を断る イ 業者等の施設内に出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先について、積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録		2 年 4 月 7 日 事 務連絡)
	② 職員の取組として以下の対策を講じていますか。 ア 「高齢者介護施設等における感染対策マニュアル改定版」等を参照の上、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底 イ 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底 ウ 感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切に対応 エ 職場外でも感染拡大を防ぐための取組として、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底	はい・いいえ	
	③ ケア等の実施時の取組として以下の対策を講じていますか。 (基本的な事項) 感染症拡大防止の観点から、「3つの密」(「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」)を避ける必要があり、可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小、定期的な換気、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保等の利用者同士の距離への配慮、声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用、清掃の徹底、共有物の消毒の徹底、手指衛生の励行の徹底 (送迎時の対応等) ア 送迎車に乗る前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る イ 送迎時には、窓を開ける等換気に注意し、送迎後に利用者の接触頻度の高い場所(手すり等)を消毒 ウ 発熱等により利用を断った利用者については、居宅介護支援事業所に情報提供し、同事業所は必要に応じ訪問介護等の提供を検討 エ 市区町村や社会福祉施設等においては、都道府県や衛生主管部局、地域の保健所と十分に連携の上、必要となる代替サービス確保・調整等、利	はい・いいえ	

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	利用者支援の観点で居宅介護支援事業者等や社会福祉施設等において必要な対応がとられるように努める。 ※ 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組についても、厚生労働省通知等を参考とし、適切に実施してください。		
34 掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所リハビリテーション従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ※ 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とは、運営規程の概要、通所リハビリテーション従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等をいいます。 ※ 次に掲げる点に留意して掲示を行ってください。 ア 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。 イ 通所介護従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、通所介護従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 ※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで、掲示に代えることができます。	はい・いいえ	条例第 134 条 準用(第 34 条第 1 項) 平 11 厚令 37 第 105 条 準用(第 32 条) 準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(24) ①) 条例第 134 条 準用(第 34 条第 2 項)
35 秘密保持 等	① 従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 ※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書をとるなどの措置を講じてください。 ② 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ※ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約時に取り決め、例えば違約金について定める等の措置を講じてください。 ③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 ※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。 ④ 「個人情報の保護に関する法律」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。	いない・いる はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	条例第 134 条 準用(第 35 条第 1 項) 平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 33 条) 条例第 134 条 準用(第 35 条第 2 項) 準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(25) ②) 条例第 134 条 準用(第 35 条第 3 項) 準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(25) ③) 個人情報の保護に関する法律(平 15 年法律第 57 号)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ 個人情報の取り扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（H29.4.14 個人情報保護委員会・厚生労働省）」を参照してください。		
36 居宅介護 支援事業 者に対する 利益供与の 禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者を利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	いない・いる	条例第 134 条 準用(第 38 条) 平 11 厚令 37 第 119 条準用(第 35 条)
37 苦情処理	① 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	条例第 134 条 準用(第 39 条第 1 項) 平 11 厚令 37 第 119 条準用(第 36 条) 準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(28) ①)
	※ 「必要な措置」とは、具体的には以下のとおりです。 ア 苦情を受け付けるための窓口を設置する。 イ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、事業所における苦情を処理するために講じる措置の概要について明らかにする。 ウ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する。 エ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。		
	② 上記①の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の受付日、その内容等を記録していますか。	はい・いいえ	条例第 134 条 準用(第 39 条第 2 項) 準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(23) ②)
	※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。		
	※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。		
	※ 苦情解決の仕組みについては「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成 12 年 6 月 7 日厚労省通知)を参考としてください。		
	※ 苦情の内容等の記録は5年間保存してください。		条例第 133 条 【独自基準(市)】
	③ 市町村が行う文書その他の物件の提出又は提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ 事例なし	条例第 134 条 準用(第 39 条第 3 項)
	④ 市町村からの求めがあった場合には、上記③の改善の内容を市町村に報告していますか。	はい・いいえ 事例なし	条例第 134 条 準用(第 39 条第 4 項)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	⑤ 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ 事例なし	条例第 134 条 準用(第 39 条第 5 項)
	⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記⑤の改善の内容を報告していますか。	はい・いいえ 事例なし	条例第 134 条 準用(第 39 条第 6 項)
38 地域との連携等	① 提供した通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力していますか。	はい・いいえ	条例第 134 条 準用(第 40 条第 1 項) 平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 36 条の2) 準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(29) ①)
	※ 介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。 なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。		
	② 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所リハビリテーションを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所リハビリテーションの提供を行うように努めていますか。	はい・いいえ 該当なし	条例第 134 条 準用(第 40 条第 2 項) 準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(29) ②)
	※ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する通所リハビリテーション事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないう、条例第 10 条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にサービス提供を行うよう努めなければなりません。		
39 事故発生時の対応	① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	条例第 134 条 準用(第 41 条第 1 項) 平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 37 条)
	② 事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めてありますか。	はい・いいえ	準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(30) ①)
	③ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	はい・いいえ	条例第 134 条 準用(第 41 条第 2 項) 条例 133 条第 2 項 【独自基準(市)】
	※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければなりません。		
	④ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	はい・いいえ 事例なし	条例第 134 条 準用(第 41 条第 3 項) 準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(30) ②)
	※ 速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。		
	※ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。		準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(30) ③)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
40 虐待の防止	虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。 (1) 虐待の未然防止 事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、条例第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。 (2) 虐待等の早期発見 従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応を行ってください。 (3) 虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとします。 以上の観点を踏まえ、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の①から④に掲げる措置について点検を行ってください。 ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図っていますか。 ※ 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的を開催することが必要です。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用してください。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。		準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(31)) はい・いいえ 条例第 134 条 準用(第 41 条の 2 第 1 号) 平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 37 条の 2) 準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(31) ①)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ 虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも可能です。 ※ また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ※ 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。 ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること オ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること キ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること		
	② 通所リハビリテーション事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。 ※ 指定通所リハビリテーション事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。 ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 カ 成年後見制度の利用支援に関する事項 キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項	はい・いいえ	条例第 134 条 準用(第 41 条の 2 第 2 号) 準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(31) ②)
	③ 通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していますか	はい・いいえ	条例第 134 条 準用(第 41 条の 2 第 3 号)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。 また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。		準用（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(31) ③）
	④ ①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 ※ 事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。	はい・いいえ	条例第 134 条 準用（第 41 条の 2 第 4 号） 準用（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(31) ④）
41 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 ※ 具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。 ア「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日老計第8号） イ「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日 老振発第18号） ウ「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（平成 24 年 3 月 29 日 老高発第 0329 第 1 号）	はい・いいえ	条例第 134 条 準用（第 42 条） 平 11 厚令 37 第 119 条 準用（第 38 条） 準用（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(32)）
42 記録の整備	① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 ② 利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 ア 通所リハビリテーション計画 イ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ウ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 エ 市町村への通知に係る記録（項目 25 参照） オ 苦情の内容等の記録 カ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ※ 通所リハビリテーションに関する記録には診療記録及びリハビリテーション会議の記録が含まれます。 ※ 医師は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対して行った指示内容の要点を診療録に記入してください。	はい・いいえ はい・いいえ	条例第 133 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 118 条の 2 条例第 133 条第 2 項 【独自基準（市）】 平 11 老企 25 第 3 の 7 の 3(7) 平 12 老企 36 第 2 の 8(33)①

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、<u>通所リハビリテーション計画書に基づき提供した具体的なサービスの内容等及び指導に要した時間を記録にとどめてください。なお、当該記載については、医療保険の診療録に記載することとしてもよいですが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにしてください。</u> ※ リハビリテーションに関する記録(実施時間、訓練内容、担当者、加算の算定に当たって根拠となった書類等)は利用者ごとに保管され、常に当該事業所のリハビリテーション従事者により閲覧が可能であるようにしてください。		平 12 老企 36 第 2 の 8(33)①
第6 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準			
43 介護予防 通所リハビリ テーションの 基本取扱 方針	① 介護予防通所リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	はい・いいえ	予防条例 第 90 条第 1 項 平 18 厚労令 35 第 124 条
	② 自らその提供する介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第 90 条第 2 項
	※ 提供された介護予防サービスについては、介護予防通所リハビリテーション計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図ってください。		平 11 老企 25 第 4 の 3 の 5(1) ④
	③ 単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	はい・いいえ	予防条例 第 90 条第 3 項
	④ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。	はい・いいえ	予防条例第 90 条 第 4 項 平 18 厚労令 35 第 124 条第 4 項 平 11 老企 25 第 4 の 3 の 5(1)③
	※ 利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮してください。		
	⑤ 介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。	はい・いいえ	予防条例第 90 条 第 5 項 平 18 厚労令 35 第 124 条第 5 項
	※ 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めてください。		平 11 老企 25 第 4 の 3 の 5(1)②

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
44 介護予防 通所リハビリ テーションの 具体的取 扱方針	① 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の的確な把握を行っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第 91 条第 1 号 平 18 厚労令 35 第 125 条
	② 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる介護予防通所リハビリテーション従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成していますか。	はい・いいえ	予防条例 第 91 条第 2 号
	※ <u>介護予防通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直してください。なお、介護予防通所リハビリテーション計画の様式については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」に示す様式を参考に作成してください。</u>		平 11 老企 25 第 4 の 3 の 5(2)①
	※ 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の医師が、指定介護予防通所リハビリテーションの実施にあたり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等の指示を行ってください。		平 11 老企 25 第 4 の 3 の 5(2)②
	③ 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。	はい・いいえ	予防条例 第 91 条第 3 号
	※ 介護予防通所リハビリテーション計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防通所リハビリテーション計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。		平 11 老企 25 第 4 の 3 の 7(2)③
	④ 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、 <u>当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握していますか。</u>	はい・いいえ	
	※ <u>リハビリテーション実施計画書以外の退院時の情報提供に係る文書を用いる場合においては、当該文書にリハビリテーション実施計画書の内容（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」の別紙様式 2-2-1 の項目である「本人・家族等の希望」「健康状態、経過」「心身機能・構造」「活動」「リハビリテーションの短期目標」「リハビリテーションの長期目標」「リハビリテーションの方針」「本人・家族への生活指導の内容（自主トレ指導含む）」「リハビリテーション実施上の留意点」「リハビリテ</u>		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	<u>ションの見直し・継続理由」「リハビリテーションの終了目安」)が含まれていなければなりません。</u> <u>ただし、当該医療機関からリハビリテーション実施計画書等が提供されない場合においては、当該医療機関の名称及び提供を依頼した日付を記録に残してください。</u>		
	⑤ 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。また、当該介護予防リハビリテーション計画を利用者に交付していますか。 ※ 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた計画を作成した場合は、介護予防訪問リハビリテーション計画に関する基準を満たすことをもって、介護予防通所リハビリテーション計画に関する基準を満たしているものとみなすことができます。(介護予防通所リハビリテーションと介護予防訪問リハビリテーションの計画を一体的に作成することができます。) 当該計画の作成に当たっては、各々の事業の目標を踏まえたうえで、共通目標を設定すること。また、その達成に向けて各々の事業の役割を明確にした上で、利用者に対して一連のサービスとして提供できるよう、個々のリハビリテーションの実施主体、目的及び具体的な提供内容等を1つの目標として分かりやすく記載するよう留意してください。	はい・いいえ	予防条例 第91条第4号、第5号 予防条例 第91条第6号 平11老企25 第4の3の5(2)⑥
	⑥ サービスの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第91条第7号
	⑦ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第91条第8号
	⑧ サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていますか。	はい・いいえ	
	⑨ ③の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	はい・いいえ 事例なし	
	⑩ サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第91条第9号 平11老企25 第4の3の5(2)⑧
	※ 常に新しい技術を習得する等、研鑽を行ってください。		
	⑪ 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状	はい・いいえ	予防条例 第91条第10号

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者へ報告するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行っていますか。		
	⑫ 医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者へ報告していますか。	はい・いいえ	予防条例 第 91 条第 11 号
	※ 介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告は、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なっていないか等を確認するために毎月行ってください。		平 11 老企 25 第 4 の 3 の 5(2)⑨
	⑬ 医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第 91 条第 12 号
	※ モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じて当該介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行ってください。		平 11 老企 25 第 4 の 3 の 5(2)⑨
	⑭ 上記①から⑫までに、介護予防通所リハビリテーション計画の変更の際に行っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第 91 条第 13 号
	⑮ 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が、 <u>指定介護予防支援事業者等</u> を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達していますか。	はい・いいえ	平 11 老企 25 第 4 の 3 の 5(2)⑪
45 介護予防 通所リハビリ テーションの 提供に当た るの留意 点	介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行ってください。		予防条例第 92 条 平 18 厚労令 35 第 126 条
	① サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めていますか。	はい・いいえ	平 18 厚労令 35 第 126 条第 1 号
	② 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとしていますか。	はい・いいえ	平 18 厚労令 35 第 126 条第 2 号
	③ サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次に示す「安全管理体制等の確保」を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮していますか。	はい・いいえ	平 18 厚労令 35 第 126 条第 3 号
46	① サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を	はい・いいえ	予防条例第 93 条 平 18 厚労令 35 第 127 条第 1 項

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
安全管理 体制等の確 保	図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めていますか。		
	② サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めていますか。	はい・いいえ	平 18 厚労令 35 第 127 条第 2 項
	③ サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めていますか。	はい・いいえ	平 18 厚労令 35 第 127 条第 3 項
	④ サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	平 18 厚労令 35 第 127 条第 4 項
第 7 変更の届出等			
47 変更の届出 等	事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長（介護保険課）に届け出ていますか。	はい・いいえ	法第 75 条第 1 項 施行規則第 131 条
	※ 集団指導資料および甲府市ホームページに掲載している「変更届提出書類一覧表」の項目に変更があった際には必ず変更届を提出してください。		平 12 老企 36 第 1 の 1(5)
	※ 「介護給付費算定に係る体制届」に係る加算等（算定する単位数が増えるもの）については、算定する月の前月 15 日までに届出が必要です。		
第 8 その他			
48 介護サービ ス情報の公 表	山梨県へ基本情報と運営情報を報告するとともに、見直しを行っていますか。	はい・いいえ	法第 115 条の 35 第 1 項 施行規則 第 140 条の 44